

令和7年第3回笠松町議会定例会会議録（第5号）

令和7年9月18日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	6 番	間 宮 寿 和
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	4 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	堀 仁 志
企画環境経済部長 兼企画DX課長	山 内 明
住民福祉部長	伊 藤 博 臣

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長 兼教育文化課長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	花 村 定 行
住 民 課 長	宮 川 雅 人
健 康 介 護 課 長	後 藤 英 代
水 道 課 長	後 藤 英 司
未 来 創 造 室 長	田 上 智 也

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	白 田 初 穂

1. 議事日程（第5号）

令和7年9月18日（木曜日） 午前10時開議

- | | | |
|------|--------|---------------------------------|
| 日程第1 | 第65号議案 | 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第2 | 第66号議案 | 令和6年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第3 | 第67号議案 | 令和6年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第4 | 第68号議案 | 令和6年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について |
| 日程第5 | 第69号議案 | 令和6年度笠松町下水道事業会計決算認定について |
| 日程第6 | 第70号議案 | 笠松町議会議員政治倫理条例について |
| 日程第7 | 第71号議案 | 笠松町議会議員政治倫理条例施行規則について |
| 日程第8 | 第72号議案 | 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について |
| 日程第9 | 第73号議案 | 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第7号）について |

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第65号議案から日程第9 第73号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、第65号議案から日程第9、第73号議案までの9議案を一括して議題といたします。

第65号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第66号議案 令和6年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第67号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許しま

す。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第68号議案 令和6年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第69号議案 令和6年度笠松町下水道事業会計決算認定についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第70号議案 笠松町議会議員政治倫理条例については質疑・討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

第71号議案 笠松町議会議員政治倫理条例施行規則については質疑・討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

第72号議案 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書については質疑・討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決されました意見書の提出先、取扱いについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいます。

第73号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第7号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） 議案書の4ページにある委託料とあるんですけれども、この事業を実際

に行うのは委託業者が行うということなんでしょうか。どういう経緯で委託をお願いすることになったのか、そしてどうやって委託業者を決めて、どういうふうになるのかという費用になったのかということについて、質問いたします。

もう一つ、広告料として20万円が掲載されていますが、この中身についてお知らせください。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それでは、私のほうから委託料の内訳的な部分と広告料について御説明のほうをさせていただきます。

委託料につきましては、こちらのほう、この事業を全て委託するというわけではございません。旅行会社のほうにホテル等の、中学生が泊まりますので、そういったところの宿泊の部分の委託の部分と、あと中身のところで、一部、防災を使った謎解き、ちょっとゲーム的な催しを行いますので、その部分だけの委託というところを考えておるところでございます。

一応、こちらのほうの事業のほうは、担当職員のほうでオーガナイズさせていただきまして、各関係協力機関のところと一緒に進めさせていただいておるところでございます。

あと、広告料につきましては、こちらのほう、広くインターネット等を活用しまして、参加者の募集をさせていただこうと考えておるところの、インターネットの広告費というところの費用になっております。

○議長（伏屋隆男君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和7年第3回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、これにて令和7年第3回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時11分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年9月18日

議 長 伏 屋 隆 男

議 員 間 宮 寿 和

議 員 關 谷 樹 弘